

# 第4回嬉野市議会定例会議案

平成28年12月2日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
16	平成28年12月2日	議決事件に該当しない契約の報告について	1

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
85	平成28年12月2日	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6
86	〃	嬉野市税条例等の一部を改正する条例について	8
87	〃	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	18
88	〃	嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について	21
89	〃	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	23
90	〃	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	25
91	〃	平成28年度嬉野市一般会計補正予算(第6号)	別冊
92	〃	平成28年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	〃
93	〃	平成28年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃
94	〃	平成28年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	〃
95	〃	平成28年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
96	〃	平成28年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算(第2号)	〃
97	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
98	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	〃
99	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
100	〃	平成28年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
101	〃	建設工事請負契約の締結について	27
102	〃	土地の取得について	28

報告第16号

議決事件に該当しない契約について

議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成28年12月2日 提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務課	平成28年度 防犯灯整備事業 嬉野地区防犯灯LED化取替工事	嬉野町内	3,300,480	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙15-63 (有)岸川電設 代表取締役 岸川浩	H 28年 11月 7日	H 28年 11月 7日 ～ H 28年 12月 9日
2	総務課	平成28年度 防犯灯整備事業 塩田地区防犯灯LED化取替工事	塩田町内	4,596,480	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所乙3286-4 ユタカ電設(株) 代表取締役 大久保旭	H 28年 10月 31日	H 28年 10月 31日 ～ H 28年 12月 22日
3	総務課	平成28年度 有蓋防火水槽(北志田区)設置工事	塩田町 大字久間 地内	6,393,600	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内正義	H 28年 11月 1日	H 28年 11月 1日 ～ H 28年 12月 22日
4	財政課	平成28年度 塩田中央公園フェニコート人工芝補修工 事	塩田中央公園	2,529,360	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 小森隆昭	H 28年 8月 23日	H 28年 8月 23日 ～ H 28年 9月 30日
5	財政課	平成28年度 嬉野市社会文化会館(パティ)駐車 場改修工事	塩田町 大字馬場下 地内	2,916,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内正義	H 28年 8月 23日	H 28年 8月 23日 ～ H 28年 11月 30日
6	福祉課	平成28年度 嬉野老人福祉センター玄関天井部 分外壁改修	嬉野老人福祉 センター	2,376,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川六	H 28年 10月 7日	H 28年 10月 7日 ～ H 28年 12月 15日
7	農林課	平成28年度 関東頭首工補修工事	塩田町 大字馬場下 地内	65,880,000	指名競争 入札	佐賀市伊勢町15-1 (株)ミゾタ 取締役社長 井田建	H 28年 10月 31日	H 28年 10月 31日 ～ H 29年 3月 17日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成28年 第4回 定例会								
8	農林課	平成28年度 農業基盤整備促進事業 中不働地区水路整備補修工事	嬭野町 大字不動山 地内	3,682,800	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字不動山丙1305 (有)サンブ工業 代表取締役 山口武光	H 28年 10月 28日	H 28年 10月 28日 ～ H 29年 1月 31日
9	農林課	平成28年災 209-1号 宮崎農地災害復旧工事	嬭野町 大字吉田 地内	1,501,200	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬭野支店 取締役支店長 山口勇	H 28年 10月 27日	H 28年 10月 27日 ～ H 29年 1月 31日
10	農林課	平成28年災 209-2号 山口農地災害復旧工事	嬭野町 大字吉田 地内	1,674,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬭野支店 取締役支店長 山口勇	H 28年 10月 27日	H 28年 10月 27日 ～ H 29年 1月 31日
11	うれしの温 泉観光課	平成28年度 志田焼の里博物館改修工事	志田焼の里博 物館	4,147,200	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字馬場下丙182 (有)湯谷建設 代表取締役 湯谷榮喜	H 28年 9月 5日	H 28年 9月 5日 ～ H 28年 11月 30日
12	建設・新幹 線課	28補第12号 市道堤ノ上西部線道路補修工事	塩田町 大字久間 地内	1,385,640	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 小森隆昭	H 28年 10月 7日	H 28年 10月 7日 ～ H 28年 11月 30日
13	建設・新幹 線課	28改第6号 市道免鹿野線道路改良工事	嬭野町 大字下野 地内	4,860,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原康一	H 28年 10月 7日	H 28年 10月 7日 ～ H 28年 12月 16日
14	建設・新幹 線課	28改第7号 市道小杭線改良工事	嬭野町 大字岩屋川内 地内	6,264,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原康一	H 28年 10月 31日	H 28年 10月 31日 ～ H 28年 12月 22日
15	建設・新幹 線課	平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 飯盛橋梁補修工事	嬭野町 大字下野 地内	22,356,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野淳一	H 28年 11月 2日	H 28年 11月 2日 ～ H 29年 3月 10日
16	建設・新幹 線課	平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 広瀬上橋梁補修工事	嬭野町 大字下野 地内	28,944,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口貞彦	H 28年 11月 4日	H 28年 11月 4日 ～ H 29年 3月 10日
17	建設・新幹 線課	平成28年度 急傾斜地崩壊防止事業 中通地区工事	嬭野町 大字不動山 地内	7,182,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原康一	H 28年 11月 9日	H 28年 11月 9日 ～ H 28年 12月 16日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約(第2条第1項関係)

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
平成28年 第4回 定例会								
18	建設・新幹線課	平成28年度急傾斜地崩壊防止事業 畦川内2地区工事	塩田町 大字馬場下 地内	7,020,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内学	H 28年 11月 10日 ~ H 28年 12月 16日	H 28年 11月 10日 ~ H 28年 12月 16日
19	建設・新幹線課	平成28年度 社会資本整備総合交付金事業(都 市再生整備)龍王公園便所新築工 事	嬉野町 大字下野 地内	11,178,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746. (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H 28年 10月 12日 ~ H 29年 3月 10日	H 28年 10月 12日 ~ H 29年 3月 10日
20	建設・新幹線課	平成28年度 市道温泉駅一丁目線道路築造工事	嬉野町 大字下宿 地内	20,196,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H 28年 8月 25日 ~ H 28年 12月 22日	H 28年 8月 25日 ~ H 28年 12月 22日
21	建設・新幹線課	平成28年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 嬉野温泉駅2号線道路築造工事	嬉野町 大字下宿 地内	43,524,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役支店長 山口勇	H 28年 9月 26日 ~ H 29年 1月 31日	H 28年 9月 26日 ~ H 29年 1月 31日
22	建設・新幹線課	平成28年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 区画道路6-5号線道路築造工事	嬉野町 大字下宿 地内	14,958,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野淳一	H 28年 10月 18日 ~ H 29年 2月 28日	H 28年 10月 18日 ~ H 29年 2月 28日
23	建設・新幹線課	平成28年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 1号排水路築造工事(3工区)	嬉野町 大字下宿 地内	2,376,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川辰弘	H 28年 9月 20日 ~ H 28年 11月 18日	H 28年 9月 20日 ~ H 28年 11月 18日
24	建設・新幹線課	平成28年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 2号・3号排水路築造工事	嬉野町 大字下宿 地内	23,868,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口貞彦	H 28年 9月 27日 ~ H 29年 1月 31日	H 28年 9月 27日 ~ H 29年 1月 31日
25	環境水道課	28公下第3号 井手川内地区汚水管渠布設工事	嬉野町 大字下野 地内	18,360,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H 28年 10月 18日 ~ H 29年 2月 24日	H 28年 10月 18日 ~ H 29年 2月 24日
26	環境水道課 (上水道)	平成28年度 西吉田配水池連通 管・流出管バルブ取替工事	嬉野町 大字吉田 地内	2,808,000	指名競争 入札	熊本市区4-1-3 ノダック(株)九州事業所 所長 篠崎準二	H 28年 8月 22日 ~ H 28年 9月 30日	H 28年 8月 22日 ~ H 28年 9月 30日
27	環境水道課 (上水道)	平成28年度 水道未普及地域解消 事業赤仁田地区(1工区)配水管布 設工事	嬉野町 大字吉田 地内	7,473,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島正次	H 28年 10月 13日 ~ H 28年 12月 16日	H 28年 10月 13日 ~ H 28年 12月 16日

予定価格 130万円以上の工事又は製造の請負契約 (第2条第1項関係)

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成28年 第4回 定例会								
28	環境水道課 (上水道)	平成28年度 水道未普及地域解消 事業赤仁田地区(2工区)配水管布 設工事	嬭野町 大字吉田 地内	7,506,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸英文	H 28年 10月 13日	H 28年 10月 13日 ~ H 28年 12月 16日
29	環境水道課 (上水道)	平成28年度 水道未普及地域解消 事業赤仁田地区(3工区)配水管布 設工事	嬭野町 大字吉田 地内	5,626,800	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田利光	H 28年 10月 18日	H 28年 10月 18日 ~ H 28年 12月 16日
30	環境水道課 (上水道)	平成28年度 水道未普及地域解消 事業赤仁田地区(4工区)配水管布 設工事	嬭野町 大字吉田 地内	6,242,400	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中岩男	H 28年 10月 13日	H 28年 10月 13日
31	環境水道課 (上水道)	平成28年度 水道未普及地域解消 事業赤仁田地区(5工区)ポンプ廻り 配管設備工事	嬭野町 大字吉田 地内	5,151,600	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西義広	H 28年 10月 13日	H 28年 10月 13日
32	環境水道課 (上水道)	平成28年度 水道未普及地域解消 事業赤仁田地区(6工区)ポンプ電気 計装設備工事	嬭野町 大字吉田 地内	1,296,000	指名競争 入札	伊万里市大坪町乙337-7 隔測計装(株)佐賀営業所 所長 中浦教幸	H 28年 10月 17日	H 28年 10月 17日
33	環境水道課 (上水道)	平成28年度 簡易水道再編推進事 業 湯野田送水ポンプ場築造工事	嬭野町 大字下宿 地内	21,060,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川辰弘	H 28年 11月 2日	H 28年 11月 2日 ~ H 29年 2月 28日
34	環境水道課 (上水道)	平成28年度 簡易水道再編推進事 業 木場配水池築造工事	嬭野町 大字下宿 地内	17,118,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬭野支店 取締役支店長 山口勇	H 28年 11月 2日	H 28年 11月 2日 ~ H 29年 2月 28日
35	教育総務課	嬭野中学校 校門改修 その他工事	嬭野中学校	1,753,920	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川六	H 28年 9月 1日	H 28年 9月 1日
36	教育総務課	嬭野小学校 校舍屋根庇 改修工事	嬭野小学校	17,496,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川辰弘	H 28年 9月 26日	H 28年 9月 26日 ~ H 29年 1月 10日
37	教育総務課	嬭野小学校 屋内運動場 非構造部材耐震改修 建築主体工事	嬭野小学校	32,918,400	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下宿甲1823-8 (有)諸岡建設 代表取締役 諸岡孝司	H 28年 9月 28日	H 28年 9月 28日 ~ H 29年 1月 31日

予定価格 130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成28年 第4回 定例会								
38	教育総務課	嬭野小学校 屋内運動場 非構造部材耐震改修 電気設備工事	嬭野小学校	8,121,600	指名競争 入札	武雄市若木町大字川古11650-1 (株)笠原電設 代表取締役 笠原秀子	H 28年 9月 28日 H 29年 1月 31日	H 28年 9月 28日 H 29年 1月 31日
39	教育総務課	嬭野中学校 屋内運動場 非構造部材耐震改修 建築主体工事	嬭野中学校	36,793,440	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字下宿乙3265-6 谷口建設(株)嬭野支店 支店長 石橋勇市	H 28年 10月 26日	H 28年 10月 26日 H 29年 2月 28日
40	教育総務課	嬭野中学校 屋内運動場 非構造部材耐震改修 電気設備工事	嬭野中学校	10,955,520	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字谷所乙3263 大久保電機(株)嬭野営業所 所長 大川内博志	H 28年 10月 26日	H 28年 10月 26日 H 29年 2月 28日

・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所

・契約の金額：消費税を含む契約総額

・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 85 号

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18  
年嬉野市条例第39号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の  
一部を改正する必要がある。



嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「

投票所の投票管理者	〃 12,600円	〃
-----------	-----------	---

」を「

投票所の投票管理者	〃 12,600円	〃
共通投票所の投票管理者	〃 12,600円	〃

」に、「

投票所の投票立会人	〃 10,700円	〃
-----------	-----------	---

」を「

投票所の投票立会人	〃 10,700円	〃
共通投票所の投票立会人	〃 10,700円	〃

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例について

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）及び嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市税条例等の一部を改正する条例

### (嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第19条中「」第48条第1項」を「)、第48条第1項」に、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に、「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第

4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第 40 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第 48 条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に、「延滞金額」を「延滞金」に改め、同条第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 2 2 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更

正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第16条第1項中「三輪以上の」を「3輪以上の」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、同条第2項中「規定する三輪以上」を「掲げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、同条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、同条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改める。

附則第20条の5を附則第20条の6とし、附則第20条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭

和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の5第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の5第3項前段」に改め、同条を附則第20条の5とし、附則第20条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6



項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計」とする。

額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項中「、新条例」を「、嬉野市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中嬉野市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(2) 第1条中嬉野市税条例附則第16条の各項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(3) 第2条中嬉野市税条例附則第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例附則第20条の4の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

議案第87号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 所得税法等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

附則中第18項を第20項とし、第15項から第17項までを2項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の2項を加える。

### （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

### （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び

第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例附則第15項及び第16項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第88号

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について

嬉野市社会文化会館条例（平成26年嬉野市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 分筆登記による地番変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例

嬉野市社会文化会館条例（平成26年嬉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「嬉野市塩田町大字五町田甲628番地」を「嬉野市塩田町大字五町田甲628番地4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第89号

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
について

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 児童扶養手当施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号イ中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改め、同号ウ中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例(平成18年嬉野市条例第101号)の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 医療費助成の方法を償還払いから現物給付に変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出生の日から」を「嬉野市内に住所を有する」に改める。

第3条第1項第1号中「嬉野市」を「子どもが嬉野市」に改め、同項第2号中「保険給付」を「子どもが保険給付」に改め、同項第3号中「生活保護法」を「子どもが生活保護法」に改め、同項第4号中「嬉野市重度心身障害者」を「子どもが嬉野市重度心身障害者」に改め、同条第2項を削る。

第4条各号列記以外の部分中「助成対象者が」の次に「子どもに係る」を加え、同条第1号中「第1号対象者」を「子ども」に改め、同条第2号を次のように改める。

### （2）削除

第4条第3号中「保険給付につき」の次に「その一部負担金又は」を加え、「前2号」を「第1号」に改め、同条第4号中「前3号の」の次に「規定による」を加える。

第5条中「第1号対象者」を「子ども」に改める。

第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

第7条第1項中「第4条第2号及び第3号の」を「第4条第3号の規定による」に改め、同条第2項中「第4条第1号の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「前項」を「第1項」に改める。

第9条第1項中「第1号対象者」を「子ども」に改め、同条第2項中「第1号対象者」を「子ども」に改め、「助成期間終了及び」を削る。

第10条中「に定める」を「の規定による」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例の規定は、平成29年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第101号

建設工事請負契約の締結について

平成28年度社会資本整備総合交付金事業うれしの茶交流館建築主体工事について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的           平成28年度社会資本整備総合交付金事業  
                          うれしの茶交流館建築主体工事
- 2 契約の方法           特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札
- 3 契約金額             218,592,000円
- 4 契約の相手方  
    共同企業体代表者住所       佐賀市今宿町2番5号  
    共同企業体の名称           上滝・大川内特定建設共同企業体  
    代表者氏名                 株式会社 上滝建設  
                                  代表取締役 上滝 隆

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

議案第102号

土地の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |                          |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 所在地    | 嬉野市嬉野町大字下宿甲字三本杉4344番地他9筆 |
| 2 | 取得予定面積 | 9,910.80平方メートル           |
| 3 | 取得の方法  | 売買                       |
| 3 | 取得予定価格 | 164,000,000円             |
| 4 | 契約の相手方 |                          |
|   | 住所     | 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地       |
|   | 氏名     | 嬉野市土地開発公社 理事長 中島 庸二      |

平成28年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 新幹線嬉野温泉駅周辺整備にかかる用地として取得する必要がある。